

# これからの在宅医療を考える【1】

～病気になってもなお、我が家で自分らしく暮らしたい～

昨年の広報いが市9月・10月・11月1日号で、「最期まで自分らしく暮らしたい」と題して、終末期の医療について取り上げ、老若男女を問わず、元気づけに終末期のことを考えてみませんかと提案しました。

今年は、今号と12月1日号の2回にわたって、在宅医療について考えます。

## 入院ではなく、病院・診療所をうまく利用しながら、在宅で過ごす

成人病は完治するものが少なく、治療を続けることが必要です。そのような場合、あなたは入院し続けたいと思いますか。

現在は、入院施設のある病院(以下、病院)の主治医とかかりつけ医の連携が進んでいます。退院後、また入院が必要になるかもしれないからといって、病院の外来に通院する必要はなく、かかりつけ医のもとへ通院し、必要になったらかかりつけ医が病院を紹介し、病院とかかりつけ医を必要に応じて行き来することができれば、在宅で治療を進めながら安心して暮らすことができます。



## 通院が困難な場合には訪問診療も

退院したあと、どうしても通

院が難しい場合には、“訪問診療”を受けることができます。訪問診療は、“往診”とは違います。往診は患者の急変に対して、患者やその家族の求めに応じて、自宅や施設へ緊急に診療に行くことです。

これとは別に、通院が困難で継続的な医療が必要な患者に、本人や家族の同意のもと、計画的に、また定期的に、医師が訪問して診療を行うのが訪問診療です。訪問診療では、医師だけではなく、訪問看護師や介護系職員も訪問し、医師と連携して、患者の状態を見守ります。

検査を受けたり、入院して治療を受けたりすることが必要な場合は、病院を受診することもできます。そして回復したら、自宅などへ戻り訪問診療を受けるという繰り返しが“在宅医療”なのです。

伊賀市は、患者ができるだけ長く住み慣れた自宅などで暮らし続けられるように、かかりつけ医と病院が連携し、訪問診療も含めた在宅医療をすすめます。

伊賀医師会 水谷 敬一 会長  
(みずたにクリニック院長)

## 周囲の人とのつながりを大切に

高齢になって健康上の不安がある人が、自宅や施設ですごし、通院したり、訪問診療や往診を受けたりすることを在宅医療と呼びます。

入院治療が必要な時期をすぎたら、病院の主治医から、地域のかかりつけ医にバトンタッチ。これを逆紹介といいます。

患者の自宅や施設で診療を行うこともある紀平院長は、そのようなケースで必要なのは「周囲の人との連携による情報」だと話します。周囲の人というのは、家族や、ケアマネジャー、訪問看護師、ホームヘルパーなどです。

「定期的に診察をしていますが、患者さん本人が普段の様子をきちんと説明できなければ、その日の状態しかわかりません。支援してくれている人が記録している日誌や、付き添っているご家族やケアマネジャーの話してくれることが、診療に大変役立ちます。」紀平院長は、在宅医療を支えるのは患者を支援するたくさんの方々の専門家や家族などのチームワークだと考えています。周囲の人々の協力があって初めて、訪問診療や往診を受けられるということが可能になります。

在宅医療という選択肢は、いつまでも自宅や施設で自分らしく暮らし続けるためのひとつの方法になるのではないのでしょうか。

▼「広報いが市12月1日号」では、訪問看護について詳しく取り上げます。



▲伊賀医師会 紀平 久和 理事  
(紀平医院院長)



◆ 流行り始める前の予防が大切！

# インフルエンザの予防接種を受けましょう

【問い合わせ】健康推進課  
☎ 22-9653 FAX 22-9666

インフルエンザの予防には予防接種が効果的です。  
特に乳幼児や65歳以上の高齢者、慢性の持病がある人は、感染すると重症化しやすいので、流行する前に予防接種を受けましょう。



## ■ 乳幼児インフルエンザワクチン予防接種費用の助成について

助成対象期間	10月15日(水)～平成27年1月31日(出)	
対象者	伊賀市に住民票があり、インフルエンザ予防接種を受けた未就学児（平成20年4月2日以降に生まれた人）	
助成額	上限1,500円／1回（2回助成あり）	
接種方法	市内の医療機関	①予防接種を希望する市内医療機関に直接予約してください。 ②医療機関窓口で予防接種の費用から助成額が差し引かれます。（2回まで助成します。市へ申請する必要はありません。）
	市外の医療機関	①予防接種を希望する市外医療機関に直接予約してください。 ②医療機関窓口で予防接種の費用から助成額が引かれませんが、全額窓口でお支払いください。 ③助成申請には、インフルエンザ予防接種を受けたとわかる領収書（受けた人の名前、接種日、接種金額が記載されたもので、領収印があるもの）、印鑑、通帳（振込先が分かるもの）を持参してください。 ※インフルエンザ予防接種費用助成申請書は健康推進課、各支所住民福祉課（保健センター）にあります。市ホームページからもダウンロードできます。  ※助成申請書提出期限…平成27年3月2日(月)
持ち物	健康保険証、母子健康手帳	

## ■ 高齢者インフルエンザワクチン予防接種費用の助成について

実施期間	10月15日(水)～平成27年1月31日(出)	
実施場所	県内指定医療機関	
対象者	①伊賀市に住民票がある、接種日現在65歳以上の人 ②接種日現在60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能不全またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいなどで身体障害者手帳1級を持っている人	
自己負担金	1,030円（各医療機関窓口でお支払いください。） ※生活保護世帯の人は無料です。	
接種方法	市内各医療機関に直接予約をしてください。予診票は各医療機関にあります。 なお、市外で接種を希望する人は、予診票をお渡ししますので、健康推進課または各支所住民福祉課（保健センター）までご連絡ください。	
持ち物	健康保険証、健康手帳（健康手帳をお持ちでない場合は予防接種済証を発行します。）	
その他	県外の医療機関で接種を希望する人は、助成方法が異なります。事前に下記問い合わせ先までご連絡ください。	

### 【提出先・問い合わせ】

健康推進課 ☎ 22-9653 FAX 22-9666  
 いがまち保健福祉センター ☎ 45-1016 FAX 45-1055  
 島ヶ原支所 住民福祉課 ☎ 59-2163 FAX 59-3196  
 阿山支所 住民福祉課 ☎ 43-0332 FAX 43-1679  
 大山田支所 住民福祉課 ☎ 47-1151 FAX 46-1764  
 青山保健センター ☎ 52-2280 FAX 52-2281